

知っていますか？ 保険制度

私たちは、国民全てが何らかの医療保険制度に加入する国民皆保険制度により、生涯にわたって健康保険に加入しています。

現在の制度では、健康保険の種類を問わず、40歳の誕生日から「介護保険料」を納めるようになり、75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。

今回は、「介護保険制度」と「後期高齢者医療制度」について紹介します。

☎（介護保険）高齢介護課 ☎（235）4952
☎（後期高齢者医療）保険年金課 ☎（235）4595

「介護保険制度」は 助け合いの制度

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者となって保険料を納め、原則65歳以上の方が介護が必要になった場合に利用できる制度です。みんなで支え合うことを目的とし、市町村単位で運営されています。

なお、40～64歳の方で老化が原因とされる特定疾病（16疾病が指定。詳細は高齢介護課へ）により、介護が必要となった場合は、65歳到達以前にもサービスを受けることができます。

「後期高齢者医療制度」は 支え合いの制度

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とした医療保険制度で、現役世代と高齢者の皆さんがともに支え合う仕組みとなっています。将来にわたって安心して医療を受けられるよう、平成20年に国の医療制度改革の一環として導入されました。

この制度は、都道府県単位で運営されており、海老名市の場合は「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。

75歳になったら 後期高齢者医療制度に

- 【対象者】
- ◆75歳以上の方
 - ◆65～74歳で一定の障がいがあると認められた方



被保険者証は…

1人1枚で、75歳の誕生日の前月中（1日が誕生日の方は、前々月中）に、神奈川県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で送付されます。

保険料は…

被保険者ごとに算出し、原則、年金からの天引きとなります。しかし、年金天引きとなるまでに半年から1年かかります。その間は、納付書で金融機関またはコンビニエンスストアで納めることになります。納付書は、75歳の誕生日の翌月から翌々月に市から送付します。

なお、口座振替を希望する場合は、申し込みが必要となります。年齢到達まで加入していた各種健康保険税（料）を口座振替で納めていた場合でも、改めて申し込みが必要となります。

詳細は、被保険者証と一緒に送付される「後期高齢者医療制度のあらまし」をご覧ください。

65歳になったら



40歳から納めている介護保険料は、65歳に到達した月の分から、**算定方法と納付方法が変わります。**

40～64歳の方の介護保険料は、世帯主などの納入義務者が、保険加入者全員分を健康保険税（料）と一括で納めています。それに対し、65歳になる月（1日生まれの方はその前月）の分からは、その方の介護保険料が健康保険税（料）から外れ、市が送付した納付書または口座振替で、個別に納めることになります。

なお、口座振替には、事前の申し込みが必要です。

また、原則として、翌年度の保険料からは年金天引きとなります。詳細は、65歳到達日以降に介護保険の被保険者証と一緒に簡易書留郵便で送付する「介護保険の手引き」をご覧ください。

